

議会基本条例案素案たたき台の修正案

修正後	議会基本条例案素案たたき台	備考
<p>前文</p> <p>小金井市民は、直接選挙によって、小金井市議会の議員と小金井市長をそれぞれ選出しています。市長は独任制の執行機関であり、議会は合議制の議決機関です。</p> <p>議会と市長は、それぞれが市民の代表である二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉の向上のために市政運営に取り組む責務を負っています。</p> <p>議会にとって重要な機能の一つは、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の行政執行を始めとする市政全般について、その論点・争点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。</p> <p>議会は、昭和33年の市制施行以来、市民に開かれた議会、自由かつ<u>闊達な質疑を保障する議会</u>、少数会派の活動を保障する議会などを目指し、日々議会改革に努めてきました。</p> <p>しかし、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会には、市民の多様な意見を反映し、民意を集約する役割がこれまで以上に期待されています。</p> <p>また、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化するとともに、情報公開と市民参加を拡大し、説明責任を果たすことが求められています。</p> <p>議会は、以上述べた市議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここに議会の最高規範として本条例を制定するものです。</p> <p>第1章 活動原則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p>	<p>前文</p> <p>小金井市民(以下「市民」という)は、直接選挙によって、小金井市議会(以下「議会」という)の議員と小金井市長(以下「市長」という)をそれぞれ選出しています。市長は独任制の執行機関であり、議会は合議制の議決機関です。</p> <p>議会と市長は、それぞれが市民の代表である二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉の向上のために市政運営に取り組む責務を負っています。</p> <p>議会にとって重要な機能の一つは、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の行政執行を始めとする市政全般について、その論点・争点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。</p> <p>議会は、昭和33年の市制施行以来、「市民に開かれた議会」、「自由闊達な質疑を保障する議会」、「少数会派の活動を保障する議会」などを目指し、日々議会改革に努めてきました。</p> <p>しかし、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会には、市民の多様な意見を反映し、民意を集約する役割がこれまで以上に期待されています。</p> <p>また、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化するとともに、情報公開と市民参加を拡大し、説明責任を果たすことが求められています。</p> <p>議会は、以上述べた市議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここに議会の最高規範として本条例を制定するものです。</p> <p>第1章 活動原則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p>	<p>前文に省略規定は用いない。</p> <p>「 」は不要。</p>

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則を基本として活動する。

- (1) 公開性、透明性、公正性をより一層確保し、市民に開かれ信頼される議会を目指す。
- (2) 市長その他執行機関（以下「市長等」という。）等の事務執行が適正に、かつ、公正性及び効率性をもって行われているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案等に生かし、市政に反映させる。
- (4) 意見の違いをお互いに尊重し合い、全ての会派が、言論の府にふさわしい議会運営に努める。
- (5) 小金井市議会の委員会条例、会議規則及び先例又は申合せに基づいて活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行う。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則を基本として活動する。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指す。
- (2) 活発な調査活動に基づき、条例提案や政策提言を積極的に行うものとする。
- (3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例（平成7年条例第27号）に基づき、市民に信頼される議員活動に努める。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、同一の理念を有する最少一人の議員で構成し、活動する。
- 3 議会は、議会運営等において少数会派を尊重するものとし、会派間の公平性を確保しなければならない。
- 4 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。
- 5 会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は次に掲げる原則を基本とし活動する。

- (1) 公開性、透明性、公正性をより一層確保し、市民に開かれ信頼される議会を目指す。
- (2) 市長その他執行機関（以下「市長等」という）等の事務執行が適正に、かつ、公正性及び効率性をもって行われているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案等に生かし、市政に反映させる。
- (4) 意見の違いをお互いに尊重し合い、全ての会派が、「言論の府」にふさわしい議会運営に努める。
- (5) 小金井市議会委員会条例、会議規則、及び先例又は申し合わせに基づいて活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行う。

(議員の活動原則)

第3条 議員は次に掲げる原則を基本とし活動する。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指す。
- (2) 活発な調査活動に基づき、条例提案や政策提言を積極的に行うものとする。
- (3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例に基づき、市民に信頼される議員活動に努める。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、同一の理念を有する最少1人の議員で構成し、活動する。
- 3 議会は、議会運営等において少数会派を尊重するものとし、会派間の公平性を確保しなければならない。
- 4 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。
- 5 会派代表者会議に関する事項は、別に定めるものとする。

文章の整理

文章の整理

文章の整理

<p>第2章 市民と議会の関係 (市民に開かれた市議会)</p> <p>第5条 議会は、本会議、委員会及び委員会協議会を原則公開とする。<u>ただし</u>、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。 (市民の声を反映させる議会)</p> <p>第6条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>2 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は<u>政策的学識等</u>を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>3 議会は、議案・請願・陳情等の審議・審査をするに当たって、誠実に処理するものとし、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。</p> <p>4 議会は、<u>条例提案等の政策提言</u>をするに当たって、関係者等と懇談し、意見を聴く機会を設ける。 (議会報告会)</p> <p>第7条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。</p> <p>2 <u>議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</u> (請願・陳情)</p> <p>第8条 議会は、請願及び陳情を適切、誠実に審査するものとする。</p> <p>2 請願・陳情書を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができる。</p>	<p>第2章 市民と議会の関係 (市民に開かれた市議会)</p> <p>第5条 議会は、本会議、委員会、<u>委員会協議会</u>を原則公開とする。<u>なお</u>、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。 (市民の声を反映させる議会)</p> <p>第6条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>2 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は<u>政策的識見等</u>を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>3 議会は、議案・請願・陳情書の審議・審査するに当たって、誠実に処理するものとし、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。</p> <p>4 議会は<u>条例提案等の政策提言</u>をするに当たって、関係者等と懇談し、意見を聴く機会を設ける。 (議会報告会)</p> <p>第7条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。</p> <p>2 <u>詳細については別に定めるものとする。</u> (請願・陳情)</p> <p>第8条 議会は、請願及び陳情を適切、誠実に審査するものとする。</p> <p>2 請願・陳情書を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができる。</p>	<p>文章の整理</p> <p>文章の整理</p> <p>見識は、高度で専門的な人材を示すため修正。</p> <p>文章の整理</p>
<p>第3章 市長と議会の関係 (市長と議会の関係)</p> <p>第9条 議会と市長とは、二元代表制に基づき、独立性を保持し、対等かつ緊張ある関係を保持するものとする。</p> <p>2 市長は、計画、<u>条例の制定及び改廃並びに予算の提案</u>に当たっては、議会の審議に当たって、十分に調査ができるよう、全ての議員に<u>対等</u>に情報を提供するものとする。</p>	<p>第3章 市長と議会の関係 (市長と議会の関係)</p> <p>第9条 議会と市長とは、二元代表制に基づき、独立性を保持し、対等かつ緊張ある関係を保持するものとする。</p> <p>2 市長は、計画や<u>条例の制定及び改廃並びに予算の提案</u>に当たっては、議会の審議に当たって、十分に調査ができるよう、全ての議員に<u>対等平等</u>に情報を提供するものとする。</p>	<p>文章の整理</p>

3 市長は、重要な計画、政策、施策、事業等を議案として提案するときは、議会が政策水準を高め、議決等における説明責任を果たすため、政策決定過程を説明するよう努めるものとする。

4 議会は、計画、条例の制定及び改廃並びに予算の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。

5 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、議員の質疑等に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て、質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

(市長報告)

第10条 市長は、市政の重要事項について、自ら必要と判断した場合又は議会からの要請があった場合は、本会議において市長報告を行うものとする。

(全員協議会)

第11条 全員協議会は、市長が都市計画及び重要政策等に関して議会の意見を聞く場合に、議長が招集し、開催するものとする。

2 市長から全員協議会の開催を求められた場合は、議長は速やかに対応するものとする。

3 議員が全員協議会の開催を請求した場合は、議長は速やかに対応するものとする。

4 全員協議会は、原則公開するものとし、記録をとるものとする。

5 全員協議会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

(議会の議決事項の追加)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり定めるものとする。

第4章 自己研さん・調査・研修・政策立案

(討議の保障)

第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間

3 市長は、重要な計画、政策、施策、事業等を議案として提案するときは、議会が政策水準を高め、議決等における説明責任を果たすため、政策決定過程を説明するよう努めるものとする。

4 議員は、計画、条例の制定及び改廃並びに予算の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。

5 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたとき、議員の質疑等に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て、質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

(市長報告)

第10条 市長は市政の重要事項について、自ら必要と判断した場合又は議会からの要請があった場合、本会議において市長報告を行うものとする。

(全員協議会)

第11条 全員協議会は、市長が都市計画及び重要政策等に関して議会の意見を聞く場合に、議長が招集し、開催するものとする。

2 市長から全員協議会の開催を求められた場合は、議長は速やかに対応するものとする。

3 議員が全員協議会の開催を請求した場合、議長は速やかに対応するものとする。

4 全員協議会は原則公開するものとし、記録をとるものとする。

5 詳細は、別に定めるものとする。

(議会の議決事項の追加)

第12条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関

である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり定めるものとする。

第4章 自己研さん・調査・研修・政策立案

(討議の保障)

第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間

文章の整理

文章の整理

文章の整理

文章の整理

の公平で自由な議論に努め、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、意思を決定していくために、各委員会を中心に議員間討議を行うことができるものとする。

3 討議の保障に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。  
(調査・政策立案)

第14条 議会は、次に掲げる制度を積極的に活用するものとし、調査活動を活発に行い、議会の権能を十分に発揮し、政策立案を行うものとする。

(1) 法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を活用することができる。

(2) 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表、報告しなければならない。

(3) 議会は、審査、諮問又は調査のため、必要な附属機関を設置することができる。

(4) 議会は、政策を立案するため、議員による政策検討会を設置することができる。

(5) 提案議員は、条例等の議員案を提案する際、議員の質疑等に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て、質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

2 調査・政策立案に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。  
(政務調査費)

第15条 会派は、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)に基づき交付された政務調査費を活用して、議員の調査研究及び政策立案に資するものとし、その用途及び結果については、積極的に公開し説明責任を果たさなければならない。

2 政務調査費は、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第13号)に定められた以外に使用してはならない。また、用途の範囲は時代の要請に答えられるように、常に市民の意識を反映させ精査するものとする。

の公平で自由な議論に努め、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、意思を決定していくため、各委員会を中心に議員間討議を行うことができるものとする。

3 詳細は別に定めるものとする。  
(調査・政策立案)

第14条 議会は以下の制度を積極的に活用するものとし、調査活動を活発に行い、議会の権能を十分に発揮し、政策立案を行うものとする。

(1) 法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を活用することができる。詳細は別に定める。

(2) 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表、報告しなければならない。

(3) 議会は、審査、諮問又は調査のため、必要な付属機関を設置することができる。

(4) 議会は、政策を立案するため、議員による政策検討会を設置することができる。

(5) 提案議員は、条例等の議員案を提案する際、議員の質疑等に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長または委員長の許可を得て、質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

2 詳細は別に定める。  
(政務調査費)

第15条 会派は、小金井市議会政務調査費の交付に関する条例に基づき交付された政務調査費を活用して、議員の調査研究及び政策立案に資するものとし、その用途及び結果については、積極的に公開し説明責任を果たさなければならない。

2 政務調査費は、小金井市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則に定められた以外に使用してはならない。また、用途の範囲は時代の要請に答えられるように、常に市民の意識を反映させ精査するものとする。

文章の整理

文章の整理

(議会研修会)

第16条 議会は、専門的知識を高めるため、次に掲げる研修会等を開催するものとする。

(1) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。ただし、議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(2) 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会事務局)

第17条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、議会事務局を設置する。また、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する行政資料室等との連携を図るものとする。

第5章 広報・広聴活動

(広報活動)

第6章 議員の定数・報酬等

(議員定数)

第19条 議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例(昭和26年条例第14号)により定めるものとする。

2 議員定数の改正にあたっては、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮し、市民意見を把握し定めるものとする。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

(議会研修会)

第16条 議会は、専門的知識を高めるため、以下の研修会等を開催するものとする。

(1) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。なお、議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(2) 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会事務局)

第17条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、議会事務局を設置する。また、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する行政資料室等との連携を図るものとする。

第5章 広報・広聴活動

(広報活動)

第6章 議員の定数・報酬等

(議員定数)

第19条 議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例により定めるものとする。

2 議員定数の改正にあたっては、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮し、市民意見を把握し定めるものとする。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

文章の整理

文章の整理

文章の整理

<p>る条例（昭和31年条例第21号）に定めるものとする。</p> <p>2 議員報酬の改定に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会の意見、財政事情、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を把握して決定するものとする。</p> <p>第7章 本条例の位置づけ （他の条例等との関係）</p> <p>第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である。</p> <p>2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。</p> <p>（条例の検証等）</p> <p>（案1）第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において必要に応じて検証するものとする。（3会派）</p> <p>（案2）第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。（2会派）</p> <p>2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。</u></p> <p>附 則 （施行規則）</p> <p><u>1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p><u>2 この条例の施行の際、小金井市議会の委員会条例、会議規則等による手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。</u></p>	<p>る条例に定めるものとする。</p> <p>2 議員報酬の改定に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会の意見、財政事情、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を把握して決定するものとする。</p> <p>第7章 本条例の位置づけ （他の条例等との関係）</p> <p>第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である。</p> <p>2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。</p> <p>（条例の検証等）</p> <p>（案1）第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において必要に応じて検証するものとする。（3会派）</p> <p>（案2）第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。（2会派）</p> <p>2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。</p> <p>附 則 施行日 別に定めるものとする。</p>	<p>規定の整備</p> <p>規程の整備</p>
--	---	---------------------------